株式会社膠原病研究所 研究活動の不正行為に関する告発窓口

平成30年1月31日制定

(主旨)

研究活動が健全、かつ適正に実施できるように、不正行為*を防止することを目的とする。

*不正行為とは、研究データや調査データにおいて、捏造、改ざん、盗用並びにその 行為の証拠隠滅や立証妨害(実験記録や資料等の隠滅や破棄等を含む)、及び研究費 の不正使用を意味する。

(告発窓口)

告発の受付窓口は総務部に置く。

〒526-0829 滋賀県長浜市田村町1281-8 長浜バイオインキュベーションセンター

株式会社 膠原病研究所 総務部内

告発窓口

 $T \; E \; L \; : \; 0749 \hbox{-} 51 \hbox{-} 9042 \quad F \; A \; X \; : \; 0749 \hbox{-} 51 \hbox{-} 9042$

E-mail: compliance@irdbio.co.jp

(告発方法)

文書、電子メール、ファクシミリ、電話あるいは面会を通じて受け付けるが、原則として実名であること。

(告発者の保護)

告発者は、告発を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように保護される。

(懲罰)

告発内容が悪意に基づくものであったり、虚偽や根拠のない誹謗中傷であることが判明した場合は、懲戒処分(『就業規則』第76条で定める)や刑事告発等を行うこともある。